

第11 労働法制の改革

1 はじめに

2018（平成30）年6月29日、働き方改革関連法（正式には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」）が可決・成立し、労働基準法をはじめとした各種法律の一部が改正された。

同法律は、安倍首相の肝いりで策定された「働き方改革実行計画」（2017〔平成29〕年3月28日付 働き方改革実行実現会議決定）を基本とし、統計データの有意性・信頼性にかかわる問題を理由として裁量労働制の対象業務の拡大が切り離されて成立したものであるが、47項目の附帯決議が存在しているように、今回の法改正により一連の議論が全て収束したわけではない。すなわち、新たに創設された高度プロフェッショナル制度（労基法第41条の2）に関し、「省令でその対象業務を定め」「対象業務を具体的かつ明確に限定列挙する」とともに、「法の趣旨を踏まえて、慎重かつ丁寧な議論を経て結論を得る」（附帯決議第20項）旨定められ、また、裁量労働制に関しても、「現行の裁量労働制の制度の適正化を図るための制度改革案について検討を実施し…早期に適正化策の実行を図る」（附帯決議第18項）旨定められており、今後の議論・結論にも十分注視する必要がある。

2 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正（労基法改正）

我が国は欧州諸国と比較して労働時間が長く、この20年間フルタイム労働者の労働時間はほぼ横ばいで推移している。仕事と子育てや介護との両立、ワークライフバランスを確保するために、長時間労働の是正が検討されている。その背景には、日本のGDPが2016（平成28）年は世界第3位であるにもかかわらず、その生産性の悪さが問題となり国際競争力低下の要因として指摘されていることに対応し、長時間労働を是正し、労働の質を向上させることによって生産性向上を実現する狙いもある。

具体的には、労働基準法36条所定のいわゆる36協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度が労働基準法の改正で定められた。すなわち、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日労働を含む）、月45時間を上回る回数は年6回までを限度とするものである。なお、かかる規制は、大企業については2019（平成31）年4月1日から、中小企業については2020（令和2）年4月1日から適用されるが、工作物の建設の事業（災害時の復旧・復興事業）とその関連事業、一般乗用旅客自動車運送事業、医療に従事する医師は5年間適用が猶予されている他、新たな技術、商品または役務の研究開発にかかる業務については適用が除外されている。

3 高度プロフェッショナル制度（高プロ）の創設（労基法改正）

労働基準法で労働時間については1日8時間、週40時間以内と法定されている（法定労働時間）。この法定労働時間を超えて働く場合には残業代の支払いが義務づけられているが、労働基準法の改正によって導入された高度プロフェッショナル制度（2019（平成31）年4月1日施行）では、ホワイトカラーを対象に年収1,075万円以上（想定）の高い収入がある専門的な職業を、労働時間の規制や残業代、休日・深夜の割増賃金の支払い対象から除外するとされている。具体的には、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」業務に就き、かつ、「基準年間平均給与額（労働者一人当たりの給与の平均額）の三倍の額を相当程度上回る水準」（1,075万円以上を想定）の年収がある者が対象となる。想定されている対象としては、金融ディーラーや研究開発職といった「働いた時間と成果の関連性が低い仕事」が挙げられている。しかし、実務界（労働者側）からは、今後、対象業務や

年収要件が緩和され、規制除外の対象が拡大されていくのではないかと懸念の声もある。この高度プロフェッショナル制度に関しては、冒頭に触れた他、自由な働き方の裁量を奪うようなこと（労働時間への指示や納期・期限の設定等）の禁止を省令で明確に規定することなどを求める附帯決議が13項目あり、その中には3年後の実態報告も盛り込まれており、その結果も踏まえた継続的な議論が必要であろう。

4 同一労働同一賃金による非正規雇用の処遇改善

同一労働同一賃金制度の導入の名のもとに、全雇用者の4割を占める非正規雇用労働者について、同一企業内における正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の是正を図るべく、各賃金項目の「均等・均衡」原則が明記されるとともに、待遇差の内容・理由等の説明義務、行政による履行確保措置・ADRが整備された（大企業は2020（令和2）年4月1日施行、中小企業は2021（令和3）年4月1日施行）。これについては、一部に誤解もあるようであるが、正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）間の不合理な待遇格差の解消を目指すものであり、合理的な待遇格差は許容するものである。また、立法に先行して何が不合理な待遇差なのかを具体的に明示する「ガイドライン案」が出ているところに特色があるが、立法に伴いこれがそのままガイドラインとなるのかは、未だ流動的な部分もあるようである。

なお、本法律成立前の2018（平成30）年6月1日、最高裁において、同一労働同一賃金に関して注目を集めた「長澤運輸事件」「ハマキョウレックス事件」の判決がなされ、有期雇用労働者と正規雇用労働者間、定年後継続雇用労働者と正規雇用労働者間の賃金・各種手当に関する格差の合理性が判断されており、待遇格差の合理性の判断に当たっては、今後はガイドラインと合わせた検討が必要となる。

5 その他

(1) 月60時間を超える時間外業務に関する中小企業への猶予措置の撤廃（労基法改正）

現行法上、月60時間を超える時間外業務にかかる割増賃金率（50%）について、中小企業に関する猶予措置が規定されているが、この猶予措置を撤廃する（2023（令和5）年4月1日施行）。

(2) 5日の年次有給休暇を取得させる使用者に対する義務（労基法改正）

使用者は、有給休暇が10日以上（半年以上継続勤務）である労働者に対して、5日について有休消化させなければならないとされ（2019（平成31）年4月1日から）、労働者の有給休暇の取得を促すこととした。

(3) 労働時間の把握の義務化（労衛法改正）

これまでは、賃金台帳の作成義務を通じた労働時間の記入義務があるのみで、使用者に対する労働時間の把握については、厚労省のガイドラインに定められていたに過ぎなかったが、管理職裁量労働制の適用対象者含め、健康の保持の観点から全労働者を対象に労働時間の把握義務が明文化された（2019（平成31）年4月1日施行）。

(4) フレックスタイム制の清算期間の見直し（労基法改正）

「清算期間」の上限はこれまで1か月であったが、これを3か月に延長し、より柔軟な働き方を可能とした（2019（平成31）年4月1日施行）。

(5) 勤務間インターバル制度導入の努力義務（労働時間等設定改善法改正）

既にEUでは導入されているインターバル制度（就業から始業までの時間の設定）の導入を努力義務としている。なお、EUではインターバルは11時間とされている。

(6) 産業医・産業保健機能の強化（労衛法等改正）

従業員50人以上の事業所に対し選任が義務付けられている産業医に対する、事業者の情報提供の義務化をはじめとした権限強化が図られている。

(7) 賃金

我が国経済の景気回復は、数字上は景気が上向き、企業収益も過去最高となっている。これに伴って労働需給が数十年ぶりの水準に到達し、売り手市場となっている一方、経済成長率や賃金の伸びは低い水準にとどまっており、労働者が受け取る賃金の上昇は十分とは言えない。

このため、政府は最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつこれを引き上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指している。実際に、東京都の最低賃金は2019（令和元）年10月1日付をもって、従前の985円から1,013円に引き上げられている。

最低賃金は都道府県別に定められ、また、随時変動するものなので、最低賃金が問題となる案件では、タイムリーなフォローが必要である。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

いわゆる、働き方改革自体ではないが、同法の成立により、女性活躍の推進が進められるとともに（女性活躍推進法）、ハラスメントについて、事業主に対する雇用管理上の措置義務が新設され、対策の強化が図られることとなった（女性活躍推進法等）。

労働法制に関する改革については、働き方の多様化に向け、多様な議論がなされており、今後の動きにも注目したい。